

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		施設の使用に要する費用の承認		
根拠法令及び条項		地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 100 条 第 107 条第 3 項、第 113 条、第 116 条の 2、第 120 条		
所 管 部 課 名		選挙管理委員会事務局		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	・ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 76 条第 1 項 ・ 地方自治法施行令第 91 条～第 98 条の 3		
	基 準	公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 121 条の規定による個人演説会等の施設の使用に要する費用の承認に準ずる。		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 7 日(機関名 各施設) 処分機関 3 日		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
備 考				